

改良普及員資格試験条例を廃止する等の条例

(改良普及員資格試験条例の廃止)

第1条 改良普及員資格試験条例（昭和27年長野県条例第101号）は、廃止する。

(地域農業改良普及センターの設置に関する条例の一部改正)

第2条 地域農業改良普及センターの設置に関する条例（昭和33年長野県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は、」を削り、「第14条の6第3項の規定により」を「第12条第1項の規定による普及指導センターとして」に、「の設置について定めることを目的と」を「を設置」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

農業技術課

地方卸売市場等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第30号

地方卸売市場等に関する条例の一部を改正する条例

地方卸売市場等に関する条例（昭和46年長野県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第3条第4号及び第5号中「行なう」を「行う」に改め、同条第6号中「方法」の次に「(委託手数料に関する事項にあつては、規則で定めるもの)」を加え、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第18条を削り、第18条の2中「行なう」を「行う」に改め、同条を第18条とする。

第20条第1項中「第7号」を「第8号」に改め、同条第2項中「第6号」を「第7号」に改める。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号）第53条第8項（同法第89条第3項及び同法以外の法令において準用する場合を含む。）の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の謄本は、この条例による改正後の地方卸売市場等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項第1号に規定する登記事項証明書とみなす。

3 この条例の施行の際現に卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定による許可を受けて開設されている地方卸売市場（以

下「既設市場」という。）を開設している者は、新条例の規定により必要となる業務規程の変更につき、この条例の施行の日から起算して10月を経過する日までに、卸売市場法第64条第1項の規定による承認の申請をしなければならない。

4 既設市場の業務規程は、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設市場にあっては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかった既設市場にあっては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があった日（当該変更の承認の処分があった日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあっては、その効力が発生する日）までは、新条例の規定に基づき定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と新条例の規定が抵触するときは、当該抵触する部分については、新条例の規定は、適用しない。

園芸特産課

林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第31号

林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例

林業改良指導員資格試験条例（昭和32年長野県条例第65号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

林業振興課

長野県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第32号

長野県都市公園条例の一部を改正する条例

長野県都市公園条例（昭和41年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条の表の長野県鳥川渓谷緑地の項を削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

都市計画課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第33号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

「別表第1の65の項中 「

1	件	1,500円
---	---	--------

」 を

「

1通行経路	200円
-------	------

」 に改め、同表の67の項中

「

37,000円	を	37,700円
---------	---	---------

」 に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

道路維持課
河川課

特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第34号

特別会計設置条例の一部を改正する条例

特別会計設置条例(昭和39年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

長野県ガス事業清算特別会計	長野県ガス事業の清算事務の合理的な管理運営を図る。	1 財産収入 2 その他諸収入	1 ガス事業清算費 2 一般会計への繰出金 3 一時借入金返還金
---------------	---------------------------	--------------------	--

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

企業局総務課

長野県短期大学条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第35号

長野県短期大学条例の一部を改正する条例

第1条 長野県短期大学条例(昭和39年長野県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条中「は授業料」を「(短期大学に特別聴講学生として在学する者で規則で定めるものを除く。)は授業料」に、「は入学の際、」を「(短期大学に特別聴講学生として入学する者を除く。)は入学の際」に改める。

別表中「379,200」を「390,000」に、「84,600」を「126,900」に、

「

短期大学	聴講生	1単位 14,400	28,200	9,800	を
------	-----	------------	--------	-------	---

」

「

短期大学	科目等履修生	1単位 14,800	28,200	9,800
	特別聴講学生(規則で定めるものを除く。)	1単位 14,800	—	—

」

に、「201,600」を「222,000」に改める。

第2条 長野県短期大学条例の一部を次のように改正する。

別表中「

県内の者	126,900
県外の者	169,200

」を「

	169,200
--	---------

」に改め、同表の備考を削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条中長野県短期大学条例別表の改正規定(「84,600」を「126,900」に改める部分に限る。)は平成18年4月1日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。

教育振興課

長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第36号

長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

長野県高等学校授業料等徴収条例（昭和52年長野県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中「111,600」を「115,200」に、「19,200」を「20,400」に、「30,000」を「31,200」に、「1,500」を「1,560」に、「100」を「150」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在学する者（定時制課程の単位制による課程に在学する者を除く。）に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県高等学校授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において転学し、編入学し、又は再入学した者に係る授業料の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

高校教育課

長野県立歴史館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第37号

長野県立歴史館条例の一部を改正する条例

長野県立歴史館条例（平成6年長野県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第6条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(職員)

第3条 歴史館に、博物館法第4条第1項及び第3項に規定する職員のほか、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課

文化財保護条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第38号

文化財保護条例等の一部を改正する条例

(文化財保護条例の一部改正)

第1条 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項及び第20条第4項中「第56条の3第1項」を「第71条第1項」に改める。

第25条第1項及び第26条第5項中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に改める。

第30条第1項及び第31条第3項中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第35条第1項及び第36条第4項中「第83条の7第1項」を「第147条第1項」に改める。

第38条中「第105条」を「第190条第1項」に、「基づき」を「より」に改める。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「第一種電気通信事業」を「認定電気通信事業」に改める。

別表第3中「第一種電気通信事業」を「認定電気通信事業」に、「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課

長野県霧ヶ峰キャンプ場条例を廃止する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第39号

長野県霧ヶ峰キャンプ場条例を廃止する条例

長野県霧ヶ峰キャンプ場条例（昭和44年長野県条例第34号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

体 育 課

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第40号

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察の組織に関する条例(昭和29年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第21号を同条第22号とし、同条第10号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 個人情報の保護に関すること。

第6条に次の2号を加える。

(6) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(7) 組織犯罪の取締りに関すること(他部の所掌に属するものを除く。)。

別表の長野県望月警察署の項中「北佐久郡望月町」を

「佐久市」に、「望月町、立科町及び浅科村」を「立科町 佐久市」に、「佐久市」うち塩名田、御馬寄、甲、八幡、蓬田、桑山、矢嶋、望月、印内、茂田井、布施、春日及び協和の区域に改め、同表の長野県佐久警察署の項中「御代田町 佐久市」の次に「(長野県望月警察署及び長野県南佐久警察署の管轄する区域を除く。)」を加え、同表の長野県臼田警察署の項を次のように改める。

長野県 南佐久警察署	佐久市	南佐久郡 佐久市のうち田口、清川、下越、三分、入澤、平林、湯原、上小田切、中小田切、北川、下小田切、勝間及び臼田の区域
---------------	-----	---

別表の長野県松本警察署の項中「明科町、」及び「、四賀村、本城村、坂北村、麻績村、坂井村、生坂村」を削り、同表の長野県豊

科警察署の項中「南安曇郡」を

「東筑摩郡のうち明科町、本城村、坂北村、麻績村、坂井村及び生坂村 南安曇郡」

に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

警務課

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第41号

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

長野県地方警察職員定数条例(昭和29年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「239人」を「241人」に、「908人」を「920人」に、「938

人」を「951人」に、「966人」を「979人」に、「3,615人」を「3,655人」に改める。

附則第2項中「116人」を「117人」に、「239人」を「241人」に、「244人」を「246人」に、「908人」を「920人」に、「936人」を「948人」に、「938人」を「951人」に、「967人」を「980人」に、「966人」を「979人」に、「996人」を「1,008人」に、「3,615人」を「3,655人」に、「3,708人」を「3,748人」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

警務課

長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第42号

長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県証明事務手数料徴収条例(昭和32年長野県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「又は長野県教育委員会」を「、長野県教育委員会又は長野県警察本部長」に改める。

別表の6を次のように改める。

6 その他証明事務

- | | |
|------------------|------|
| (1) 恩給支給証明手数料 | 400円 |
| (2) 遺失届出証明手数料 | 400円 |
| (3) 盗難等被害届出証明手数料 | 400円 |

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

警察会計課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第43号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「という。)」の次に「及び道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下この項において「改正法」という。)」を加え、同項第19号を同項第26号とし、同項第14号から第18号までを7号ずつ繰り下げ、同項第13号中「2,250円」を「2,100円」に改め、同号を同項第20号とし、同項第2号から第12号までを7号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の7号を加える。

(2) 改正法附則第2条の規定により行うことができることとする改正法第3条の規定による改正後の法第51条の8第1項の規定による登録

登録手数料 23,000円
 (3) 改正法附則第2条の規定により行うことができることとされる改正法第3条の規定による改正後の法第51条の8第6項の規定による登録の更新
 登録更新手数料 23,000円
 (4) 改正法附則第2条の規定により行うことができることとされる改正法第3条の規定による改正後の法第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証の交付
 駐車監視員資格者証交付手数料 9,900円
 (5) 改正法附則第2条の規定により行うことができることとされる改正法第3条の規定による改正後の法第51条の13第1項第1号のイの規定による放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習
 駐車監視員資格者講習手数料 19,000円
 (6) 改正法附則第2条の規定により行うことができることとされる改正法第3条の規定による改正後の法第51条の13第1項第1号のロの規定による認定
 認定手数料 4,500円
 (7) 改正法附則第2条の規定により行うことができることとされる改正法第3条の規定による改正後の法第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証の書換え交付
 駐車監視員資格者証書換え交付手数料 2,100円
 (8) 改正法附則第2条の規定により行うことができることとされる改正法第3条の規定による改正後の法第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証の再交付
 駐車監視員資格者証再交付手数料 2,000円

第9条第2項中「前項第2号」を「前項第9号」に改め、同条第3項中「同項第17号」を「同項第24号」に改める。
 別表第4の3中「1,750円」を「1,650円」に改め、同表の4中「3,350円」を「3,200円」に改める。

第2条 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「及び道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下この項において「改正法」という。）」を削り、同項第2号から第8号まで中「改正法附則第2条の規定により行うことができることとされる改正法第3条の規定による改正後の」を削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

交通企画課

長野県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第44号

長野県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成15年長野県条例第50号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成17年3月31日」を「同日以後最初に行われる一般選挙の期日の告示がなされる日の前日」に、「合併により」を「合併（他県の市町村を含む合併を除く。）により」に、「おける」を「おける当該郡市の区域に係る」に、「第15条第1項」を「附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第15条第1項又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第21条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

議 事 課